

【第8期】第11回柳瀬川・空堀川流域連絡会

全体会議事録

■開催日時・会場

日時：平成30年8月24日（金） 14：00～16：00

会場：北多摩北部建設事務所 3階第5会議室

■出席者

都民委員9名／団体委員4名／行政委員9名／事務局等8名

■議事要旨

【第10回議事の確認】

※事務局が、資料-3に基づき、第10回流域連絡会での主な議事内容について、以下のとおり報告を行いました。

- ・最初に事務的な手続きがあった後に、事務局からの情報提供で「空堀川における流量観測結果」について、過去に北北建で調査した結果をグラフ化してまとめた資料を提供して、ご説明させていただきました
- ・グループに分かれて議論する前に、〇〇委員からの提供資料「川の生態系ネットワークの実現を図るために」、〇〇委員からの提供資料「身近な水環境調査の結果」と「水量確保の検討シート」についてご説明いただきました
- ・その後、地域別のグループに分かれての意見交換を行ったが、それぞれの議事要旨は別紙1～3にまとめてあります
- ・さらに主な意見を抜粋したものを、資料8にまとめてあります
- ・その後、再び全員の形に戻って、各グループの代表者から今期のまとめについてご報告いただきました
- ・最後に、〇〇副座長からの提供資料「第34回空堀川クリーアップ」の説明と、〇〇委員からの提供資料の再度の説明がありました
- ・発言内容や主旨が違うなど、問題があれば事務局までお知らせください
- ・修正したものを議事録の最終版とします

【第9期設置スケジュール（委員募集他）について】

※事務局が、資料-5に基づき、第9期設置スケジュール等について、以下のとおり説明を行いました。

- ・新規委員募集のため、各市の市報9月1日号に募集記事を掲載します
9月21日（金）応募締切、選考手続きを行い10月中旬頃に結果を通知します
- ・現委員には、本日「第9期委員継続意思確認書」を配布、提出締切は9月14日（金）とします
- ・メール等で提出希望の方には様式をお送りするので、その旨をご連絡ください
- ・継続希望の方は、作文提出の必要はなく、確認書の提出による申し込みとします

- ・10月中旬に、委員の委嘱状と第1回流域連絡会の開催案内を送付します
- ・第9期第1回流域連絡会は、11月初旬から中旬を予定しています
- ・流域で活動している団体から参加の団体委員は、規約上、各団体1名ということになっています
- ・団体の代表者の了解の上で応募ください
- ・都民委員から団体委員、団体委員から都民委員への変更等は、備考欄に記載してください

【第8期活動報告（案）について】

※事務局が、資料-6に基づき、第8期活動報告（案）について、以下のとおり説明を行いました。

- ・今期終了後の活動報告の原案的なもので、細かい文言等のチェックもまだこれからだが、こういうイメージになるということで作成しました
- ・本日第11回の内容や、これから今日メインでやっていただきたい分科会での意見交換の結果などを加えて、最終版を作成したいと思っています
- ・途中からメインになった地域別グループによる意見交換については、最終ページのような形でまとめてはどうかと思っています
- ・今日みなさんで、ここに入れるためのベースとなる議論をしていただければと考えています
- ・後ほど資料-9と合わせてご説明させていただきます

【空堀川河道内樹木の一部伐採について】

座長

- ・7月の西日本での豪雨の時も、河道内にある木が洪水の原因になったのではないかという一部報道もあったようですが、その後、空堀川流域の住民から、市もしくは我々に直接、空堀川の中の木が非常に心配だというお問い合わせ、ご意見をかなりいただいています。
- ・河川管理者として、まず空堀川の樹木の現状を確認し、その中で危険であると判断できるものについては、今後、一部伐採をしていこうということで、考え方を取りまとめたので、本日その内容についてご報告をさせていただきます。

※事務局が、資料-7に基づき、空堀川河道内樹木の一部伐採について、以下のとおり説明を行いました。

- ・点検方法：北北建の職員及び一部調査会社職員が現場を歩いて、治水上支障となっている樹木を目視で確認しました
- ・点検期間：緊急性があるということで短期間の8月6日から8月14日で、集中的に点検と調査結果の収集を行いました
- ・判定基準：第6期流域連絡会で策定した「柳瀬川・空堀川の草本・木本維持管理ルール」の本則3及び細則に準じて、支障樹木の判定基準を設定しました
判定基準①：根周りが洗堀され、流木化する危険性が高い樹木
判定基準②：護岸際から自生し、護岸に悪影響を及ぼしている樹木
判定基準③：管理用通路や橋梁部に枝が張り出している樹木
- ・点検の結果：各市の総樹木数、当該樹木数、要因別の当該樹木数を表に示しました
- ・伐採の実施：判定基準①に該当する175本を対象に、平成30年9月から順次実施します

都民委員

- ・判定基準①②③と区別されているのはいいと思います。

- ・①については、かなり洗掘されてしまって、流されて水を妨げる可能性があると思うので、いいと思います。ただ問題は、樹木管理ルールの中に「剪定」ということを書いてありますが、実際には剪定はされていません。空堀川の場合、幹の部分だけであれば、現状1mもある木はなく、せいぜい10cm足らずで、そんなに流れを阻害するものではないので、まず剪定を。今回はこれでいいのですが、次はそういうことを考えてください。
- ・クワの木は、根が残っていると、またすぐ10本くらい枝が出てしまうから、①については伐根もやってください。
- ・2年前だったと思いますが、東村山の下堀橋の下流右岸で、かなり護岸が洗掘されて非常に危ない状況になりました。以前どうだったかということ調べてみると、平成12年に撮った写真では、その前にクワの木がけっこうありました。2年前には、なぜかその部分だけ全然ありませんでした。逆に木が護岸を守っているというケースもあり得るので、全部一挙に取ってしまうと逆に危ないケースもあるので、②についてはよく考えてください。
- ・③については、通行の支障になるものは伐らざるを得ないかもしれませんが、剪定という方法もあります。ただ、橋の上流側については、倒れて橋にぶつくと非常に危ないので、伐らざるを得ないと思います。
- ・市民は、木があると完全に水を止めているのではないかという印象を持っているので、河川管理者としては、このくらいになったらこの程度の影響がある、ということきちんとして把握していただく必要があると思います。

団体委員

- ・タイミングとしてはすごくいいのではないかと思います。2～4月頃に伐ると萌芽するのがものすごく早い。8～9月くらいに伐ると一番萌芽しにくいので、時期的にはなるべく早い方がいいと思います。
- ・残った木々については、「子どもの水辺」での樹木管理規定で、例えば地際から1mについては枝を全部切る、上の方の重いものは風で倒れないように切るとか、剪定の要領を決めてあると思うので、すぐに全部というのは大変だが、考えておいてください。
- ・175本というのはものすごい量ですが、どういう処分をするのか。堆肥にするのか、燃やしてしまうのか、あるいはバイオエネルギーとして使うのか、そういったことも、ぜひ頭に入れていただければと思います。
- ・②のケースですが、野口橋の下流左岸側で、100mくらいにわたって護岸のところから草木がたくさん出ています。細い木で、それほど護岸に対して大きな影響はないのではないかと思いますので、できれば残す方向でご検討ください。

事務局

- ・まず175本伐採させていただきます。約800本のうち85%くらいがクワで、それ以外にヤナギとか色々なものがあって、萌芽してまた来春に同じ状態に戻ってしまうような樹種ばかりなので、伐採後の根の処置なども早々に判断したいと思います。
- ・「草本・本木維持管理ルール」の本則2では、河川管理者として適正に維持管理することになっており、十分な維持管理ができなかったという点について、河川管理者として率直にお詫びしなければいけない部分があるとは思いますが、ただ、手を入れるためにはどうしてもお金がかかってしまうので、仮に約800本のうち175本を伐ったとしても、600本以上をすべて剪定してやっていくのが本当にいいのか、その辺も今後議論させていただきたいと思っています。

団体委員

- ・判定基準①の写真のような場所は、水衝部になっているケースが多く、水衝部にあつて、根株が洗われて流木化の危険性が出てくるという、そういう木もあると思います。心配するのは、木を伐採したために、今度は背面が削られて護岸が崩れる、ないしは護岸の根の部分が深掘りされて護岸が崩壊する危険に繋がっていくということ。こういった護岸の浸食というのは、台風の時の一晩で一気に起きるので、対処のしようがありません。こういうところの木は、実は護岸に対する危険性を予防、阻止している可能性もあるので、注意を払わなくてははいけません。今後、伐採にあたってはさらに検討を加えますというお話があったので、ぜひその辺のことも付け加えて、よろしく願います。

副座長

- ・(3) 伐採の判定基準のところ、流域連絡会で策定されたルールでやったということなので、そのルールの確認という意味で、例えば草刈りの場合は、都と業者と市民団体・都民を含めた三者で事前の確認をしながら進めています、伐採についてはルール上どうなっているのですか。

事務局

- ・特に、その三者で立ち会って状況を確認するというようなルール、規定にはなっていません。

【地域別グループに分かれて意見交換】

事務局

- ・今日を含めて5回、主にグループ討議をやってきて、それを受けて資料-8の要旨の抜粋と、さらにそこから資料-9を作ってみました。
- ・今期のまとめとして、今まで出た色々な課題について、今期こういうところまで議論が進んだとか、今後に向けて引き続きこんなことをやろうとか、そんな形でこの資料-9の右の欄を埋めるようなイメージの議論を、今日していただければと思います。
- ・一個一個の項目ではなく、まとめてでも構わないと思いますが、引き続き議論していこうとか、こういう話が出てこういう要望をしたとか提案をしたとか、これはもうこれ以上はやらないとか、そういう扱的なことを、今日のグループ討議の中で話していただければいいと思っています。
- ・分科会の中で意見は出ているけれど拾われていないという意見があったら、それを加えることも、もちろんOKです。
- ・この表を全部、書記の人が書いて埋めて下さいという意味ではありません。意見交換しておいただければ、事務局の方で最終的にまとめるので、作文してどう埋めましょうというところまでみなさんとやってくださいという意味ではありません。
- ・さらに要約して、報告書の最後のページみたいな形でまとめてみてはどうかと考えています。

【全体報告】

(1) 上流：東大和市・武蔵村山市グループ

行政委員

- ・水涸れ問題を中心に議論して、粘土張りの効果検証に関しては、北北建に対してデータの収集と検証を要望していくということで、9期に引き継いでいきたいということになりました。
- ・水源の確保、活用に関しては、外因的には上流部で湧水とか番太池や赤坂池の水の活用という案が出ていますが、実際に空堀川にどう繋がっているかというようなことがわからないので、9期では、

どうすれば水源として水が確保できるかということで、現状の確認を、優先順位をつけて調査をやっていこうということになりました。

- ・河川の貯留機能に関しては、今河道内にある芝中調節池をどうするかということで議論があり、整備が終わった後に無くなって貯留機能が落ちるということもあるので、芝中調節池をモデルとして、今後何か活かせるような手法はないか、9期で検討していくということになりました。
- ・雨水浸透柵の設置促進に関しては、もっと目に見えるような形でのアピール、PRビデオなどを作っていく必要があるということと、上流域でやると下流域の洪水が防げるといような意識の共有等をもっと進めていく必要があるということで、9期でさらに検討していくということになりました。
- ・広範囲での取り組みでは、河川だけではなく公園とか他の行政とも連携して水循環が進むような、もう少し幅広い取り組みをしていく。そのためのヒントとして、9期の中で、土木技術支援・人材育成センターの成果などを発表していただくようなことも求めていきたい。
- ・最後に、情報共有や啓発に関しては継続して取り組んでいきたいということで、この後、〇〇副座長から説明がある「川まつり」など、そういうイベントでの取り組みということも進めていきます。

(2) 中流：東村山市グループ

団体委員

- ・東村山グループとして一番大きな問題は、水量確保。その中で、雨水浸透柵の設置の促進についてかなり話をしました。東村山を初め流域4市では、雨水浸透柵の設置は遅々として進んでいません。雨水浸透柵は、地下水位を上げて湧水を復活させる根本的に有効な手段で、効果が出るまでに30年、50年、100年とかかるけれども大事で、大雨による洪水を防ぐことについては即効性があるので、補助金を増やすなり、PRするなり、ぜひとも雨水浸透柵の設置を強力に進めていく方法を考えていただきたい。9期に向けて、それをお願いしたい。
- ・河川からの漏水防止は、粘土張りを一部やっているところもあり、その効果が十分に検証されていないくらいはありますが、川を歩いてどこが漏れているかを探して、そこだけ手当をするということもいいのではないですか。できるだけ機会を設けて、そういうことをやっていきたいと思います。
- ・河道内貯留の件は、先ほど東大和市・武蔵村山市グループからも出ましたが、芝中調節池について、北北建で、今後どのような形にするかということをご提示ください。
- ・下水処理水の導入については、非常に即効性のある方法ではあるけれども、これも9期に向けて引き続き検討していきます。
- ・住民意識と書いてあるが、常時水が流れていることでどういうメリットがあるか、十分にPRされていません。流域住民に十分浸透するようなPR方法を考えていきたい。
- ・樹木管理のことについては、先ほど話があった三つの基準でやっていただきたい。
- ・防災教育は、川沿いの子供たちと書いてありますが、子供に限らず流域に住んでいる市民全部に、普段水が無いが雨が降ったら一気に増えるということ、川に水があるということが防災に非常に役に立つということをPRしていく必要があります。空堀川に雨が降った場合、水位をリアルタイムで掲示できるような掲示板があったらいいのではないかと話もありました。
- ・工事情報・住民意見の反映については、その内容が流域住民にとって非常に大きな影響を及ぼすというような工事がある場合には、できるだけ前もって広く住民の意見を聞く機会を設けていただくということで了解を得ました。

(3) 下流：清瀬市グループ

行政委員

- ・治水と生態系・河川環境について、「洪水対策をしっかりと行う必要はあるが、一方で自然を残すことも大切。治水と環境を両立させていってほしい」ということで、これは永遠のテーマだと思うので引き続き残していきたい。
- ・「工事後長年経てば川自身の力で川の環境が戻ってくる。それを期待し、工事の工夫などのアイデアを出し、自然が回復しやすい方向に導いていくことが求められる」ということで、工事を進めて、工事後すぐに検証することも大切ですが、中長期で見て自然が回復するかどうかということも調査は続けてください。
- ・河川内の樹木については、資料-7で提示していただいたように、危ない木は伐るべきという考えは共通理解だが、樹木が持っている意味を大切にして、ただ伐採するだけではなく、剪定して残すことも必要、育成することも大切です。河川内の樹木が、下流へのゴミの流出を堰き止める役目もあるので、東京湾の汚染も考慮して、引き続き流連のテーマとして、樹木の大切さを考えていってほしい。
- ・水量確保は、これも永遠のテーマだと思うので、その取り組みは引き続きお願いしたい。
- ・河川管理・小修繕については、大きな工事になる前に、小さな工事でもできる限りやって、大きな氾濫などが起きないように工夫をお願いしたい。
- ・河川内のゴミについては、大きなテーマとして、これも残してほしい。
- ・情報共有については、お願いとして、できる限り工事の情報を共有して、市民の意見を取り入れながら実施していってほしい。

座長

- ・今発表していただいた内容を整理して、これから事務局で今期のまとめを作らせていただきたいと思います。どういうまとめになるか、また具体的な時期についてはまだ未定ですが、後日、委員のみなさんに最終的な活動報告をお届けします。

【その他】

(1) 「空堀川・川まつり」開催のお知らせ

副座長

- ・厳密に正しく言うと「第1回東大和空堀川・川まつり」の開催。日時は10月13日土曜日午前10時から午後3時。雨天順延の場合は日曜日、日曜日でも難しい場合は中止。場所は、空堀川の上流・狭山橋から下流・上砂一の橋の間の河川敷と右岸の広場。
- ・主に川遊びを中心に、いわば「子供川まつり」ということで、子供を中心に、ご父兄から、おじいちゃんおばあちゃんも集まってもらえれば有難いと思っています。第1回なので、そんなに大袈裟なものではなく、およそ300人規模ということで考えています。
- ・主催は東大和「空堀川・川まつり」市民会議という名称で、市民が中心になって実施しようということで、東大和まちおこし連絡会と空堀川を考える会の共催で、北北建、国交省の荒川下流河川事務所、東大和市、教育委員会、社会福祉協議会、商工会の後援をいただいています。関心のある方は、お寄りいただければ幸いです。

(2) 事務局連絡

事務局

- ・ 次回の日程を今日ここで決めることはできませんが、概ね11月の第1週から2週目くらい、文化の日の連休明け、4日から8日の週か、その週明けくらい、その辺りをイメージしています。なるべく早くとは思っていますが、次期の募集がありますので、その様子も見ながら決めたいと思っています。よろしくお願いします。
- ・ 繰り返しになりますが、9月1日から新しい募集が始まるので、現委員のみなさんで継続してやっていただける意思のある方は、今日お配りした継続意思確認書をお出してください。メール等で送りたいという方には様式をお送りますので、よろしくお願いいたします。ちなみに、行政委員のみなさんは自動的に次期もお願いしますので、よろしくお願いします。